

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (水島集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内自作農家は8経営体であり、その内1経営体が認定農業者である。 ・集落内自作農家8経営体を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、段階的に認定農業者(1経営体)に農地を集積・集約化を進め、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。
【課題】 ・農地集積の進捗により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想される。 ・継続的に集落農業を維持していくためには、生産基盤の維持管理や草刈作業等の省力化を図るとともに、集落担い手農家の営農継続に向け、集落全体で担い手農家を支える体制が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。
①水稻(水田26.9ha) 栽培方法 : 慣行栽培

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・本計画を集落全体で共有し、集落内相互協力体制の構築に向けた話を重ねていく。 ・離農、規模縮小等に伴う農地は、集落担い手農家に集積するものとし、規模拡大意向農家へ優先的に集積・集約化を進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・作業効率性や省力化を図るため、農地集積のタイミングで集落担い手農家と話し合いを重ね、集約化(集団化)を段階的に進めていく。 ・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落内住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業の活用や、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・離農する農家の農地(水田)は、離農農家の貸付意向時期に配慮しながら、農地中間管理機構を通して集落担い手農家に集積していく。その際、集約化(集団化)に関し集落担い手農家の意向を考慮しながら段階的に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせながら、畦畔除去による水田の大規模区画化を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・集落担い手農家が将来にわたり営農継続しつつ経営発展できるよう、集落内住民相互が支え合える体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・集落担い手農家にあっても、集落全農地を担うため効率化・省力化が必要な作業については、農業支援サービス事業者への作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。